

連結会計財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達価額

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 取得価額が判明しているもの……………取得価額

イ 取得価額が不明なもの……………再調達価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的債券……………償却原価法

② 出資金……………取得価額

ただし、実質価額の低下割合が30%以上である場合、強制評価減を行っています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～50年

工作物 3年～60年

物品 2年～20年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア	5年
水利権	20年
ダム使用权	55年
施設使用权	15年～45年

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。また一部の連結対象団体においては、貸倒懸念債権は当該債権額から保証金等の回収見込額を控除した額を、破産更生債権等は当該債務者に対する債権の合計額から保証金等の回収見込額について控除した額をそれぞれ計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額により計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ 所有権移転外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値変動が僅少なもので、3か月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。）なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体については税抜方式としています。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし。

3 重要な後発事象

該当なし。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし。

(2) 係争中の訴訟等

該当なし。

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計名）	区分	連結の方法	比例連結割合
河南町土地開発公社	第三セクター等	全部連結	-
南河内環境事業組合（ごみ処理）	一部事務組合・広域連合	比例連結	項目に応じて按分計算
南河内環境事業組合（し尿処理）	一部事務組合・広域連合	比例連結	項目に応じて按分計算
大阪南消防組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	4.19%
大阪広域水道事業団（水道）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.34%
大阪広域水道事業団（工業用水道）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.34%
大阪広域水道事業団 （市町村域水道（河南町））	一部事務組合・広域連合	全部連結	-
大阪府後期高齢者医療広域連合 （一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.30%
大阪府後期高齢者医療広域連合 （特別会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	0.22%

連結方法は次のとおりです。

- ① 第三セクター等は全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
一部の連結対象団体においては項目に応じて按分計算や全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却可能資産の範囲には、台帳手引き104段落のとおり、以下のものとする。

現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸借している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、令和7年度予算において、財産収入として措置されている公共資産。

イ 内訳

該当なし。